

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南城市は、予防接種に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

南城市長

公表日

令和8年2月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>当市は、予防接種法、新型インフルエンザ等対策措置法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①医療機関と予防接種実施に係る委託契約を締結、予防接種実施の体制を整える。 ②住基の情報を基に、予防接種対象者を抽出し予診票を発行・送付する。 ③予防接種記録を健康管理システムに入力し管理する。 ④予防接種を受けた者が疾病にかかり、障害の状態となった場合又は死亡に至った場合、医療費等の給付を行う。 ⑤予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 ⑥予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ⑦情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供 ⑧新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項の規定による指示に基づき行う予防接種の実施に関する事務 ⑨新型インフルエンザ等対策特別措置法第46条第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法第6条第1項の予防接種の実施に関する事務 ⑩新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者の氏名や券番号等の登録を行う。 ・接種実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 ⑪新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のぴったりサービスによる電子申請の実施</p>
③システムの名称	1. 健康管理システム(健康かるて「予防接種」) 2. 中間サーバー 3. ワクチン接種記録システム(VRS) 4. サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項、別表第1 第10項、第93の2項並びに別表第一省令第10条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="margin-left: 20px;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	番号法第19条8号、別表第二項番 第16の2項、第16の3項、第17項、第18項、第19項、第115の2の項 並びに別表第二省令第12条の2、第12条の2の2、第12条の3、第13条第1号、第13条第2号、第13条の2、第59条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒901-1495 沖縄県南城市佐敷字新里1870番地 南城市役所 総務部 総務課 行政係 電話: 098-917-5378 FAX: 098-917-5424 E-mail: soumu@city.nanjo.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒901-1495 沖縄県南城市佐敷字新里1870番地 南城市役所 市民部 健康増進課 予防接種係 電話: 098-917-5324 ファクス: 098-917-5426 E-mail: kenkou@city.nanjo.okinawa.jp
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月7日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月7日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを徹底している。また、特定個人情報を含む書類等は施錠できる書棚等に保管することを徹底している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月24日	5. ②	健康増進課長 宮城 寛志	健康増進課長 八幡 恭光	事後	定期人事異動による変更
	4. ②	番号法第19条7号、別表第二 第18項並びに別表第二省令第13条第1号、第2号	番号法第19条7号、別表第二 第16の2項、第17項、第18項	事後	
令和2年6月26日	5. ②	健康増進課長 八幡 恭光	健康増進課長 森田 ゆかり	事後	定期人事異動による変更
令和2年6月26日	7	〒901-0695 沖縄県南城市玉城字富里143番地	〒901-1495 沖縄県南城市佐敷字新里1870番地	事後	
令和2年6月26日	8	〒901-1292 沖縄県南城市大里字仲間807番地	〒901-1495 沖縄県南城市佐敷字新里1870番地	事後	
令和3年3月12日	1. ②	当市は、予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、別表第一 第10項並びに別表第一省令第10条第1号、第2号、第3号、第	当市は、予防接種法、新型インフルエンザ等対策措置法及び行政手続きにおける特定の個人	事前	
令和3年3月12日	4. ②	番号法第9条第1項、別表第一 第10項、第93の2項並びに別表第一省令第10条第1号、第2	番号法第9条第1項、別表第一 第10項、第93の2項並びに別表第一省令第10条第1号、第2	事前	
令和3年5月28日	4. ②	番号法第9条第1項、別表第一 第10項、第93の2項並びに別表第一省令第10条第1号、第2	番号法第19条7号、別表第二 第16の2項、第16の3項、第17項、第18項、第115の2の	事前	
令和3年5月28日	5. ②	健康増進課長 森田 ゆかり	健康増進課長 金城 琴美	事後	
令和3年9月13日	1. ②	当市は、予防接種法、新型インフルエンザ等対策措置法及び行政手続きにおける特定の個人	当市は、予防接種法、新型インフルエンザ等対策措置法及び行政手続きにおける特定の個人	事後	
令和3年9月13日	1. ③	2. 中間サーバー	1. 健康管理システム(健康かるて「予防接種」) 2. 中間サーバー	事後	
令和3年9月13日	3	・番号法第9条第1項、別表第一 第10項、第93の2項並びに別表第一省令第10条第1号、第	・番号法第9条第1項、別表第一 第10項、第93の2項並びに別表第一省令第10条第1号、第	事後	
令和3年9月13日	4. ②	番号法第19条7号、別表第二項番 第16の2項、第16の3項、第17項、第18項、第115の	番号法第19条8号、別表第二項番 第16の2項、第16の3項、第17項、第18項、第19項、	事後	
令和3年9月13日	5. ②	健康増進課長 金城 琴美	健康増進課長	事後	
令和3年12月7日	1. ②	当市は、予防接種法、新型インフルエンザ等対策措置法及び行政手続きにおける特定の個人	当市は、予防接種法、新型インフルエンザ等対策措置法及び行政手続きにおける特定の個人	事後	
令和3年12月7日	7	〒901-1495 沖縄県南城市佐敷字新里1870番地 南城市役所 総務部 総務課 法規係 電話：098-917-5378 FAX:098-917-5424 E-mail: soumu@city.nanjo.okinawa.jp	〒901-1495 沖縄県南城市佐敷字新里1870番地 南城市役所 総務部 総務課 行政係 電話：098-917-5378 FAX:098-917-5424 E-mail: soumu@city.nanjo.okinawa.jp	事後	
令和8年1月7日	7	〒901-1495 沖縄県南城市佐敷字新里1870番地 南城市役所 総務部 総務課 行政係 電話：098-917-5378 FAX:098-917-5424 E-mail: soumu@city.nanjo.okinawa.jp	〒901-1495 沖縄県南城市佐敷字新里1870番地 南城市役所 総務部 総務課 行政係 電話：098-917-5378 FAX:098-917-5424 E-mail: soumu@city.nanjo.lg.jp	事後	
令和8年1月7日	8	〒901-1495 沖縄県南城市佐敷字新里1870番地 南城市役所 市民部 健康増進課 予防接種係 電話：098-917-5324 ファクス：098-917-5426 E-mail: kenkou@city.nanjo.okinawa.jp	〒901-1495 沖縄県南城市佐敷字新里1870番地 南城市役所 健康福祉部 健康増進課 予防接種係 電話：098-917-5324 ファクス：098-917-5426 E-mail: kenkou@city.nanjo.lg.jp	事後	